

医療法人毅峰会デイサービスみどり町 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人毅峰会が設置する医療法人毅峰会デイサービスみどり町（以下「事業所」という。）において実施する指定地域密着型通所介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定地域密着型通所介護「第1号通所事業（現行相当）」の円滑な運営管理を図るとともに、要介護・要支援状態の利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った、適切な指定地域密着型通所介護「第1号通所事業（現行相当）」を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定地域密着型通所介護の提供にあたって、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

指定第1号通所事業（現行相当）においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定地域密着型通所介護「指定第1号通所事業（現行相当）」の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。
- 6 前項の身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 7 指定地域密着型通所介護「指定第1号通所事業（現行相当）」の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等へ情

報の提供を行う。

- 8 事業所は、提供するサービスの質の評価はもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスの質の改善を図るものとする。
- 9 前8項のほか、「寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成30年寝屋川市条例第55号）」・「寝屋川市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）及び「寝屋川通所型サービス（第1号通所事業（現行相当））の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」に定める内容を遵守し事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 医療法人毅峰会デイサービスみどり町
- （2）所在地 寝屋川市緑町47番9号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤職員）生活相談員と兼務

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定地域密着型通所介護「第1号事業（現行相当）」の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- （2）介護従業者

生活相談員 1人以上

生活相談員は、事業所に対する指定地域密着型通所介護「第1号事業（現行相当）」の利用の申

し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行い、また、他の従業者と協力して介護計画の作成等を行う。

介護職員 1人以上

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行う。

柔道整復師 1人以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退防止するための訓練指

導、助言を行う。

看護師 1人以上 穀峰会訪問看護ステーションとの連携により配置
看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。(祝日含む) ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時00分から午後4時30分までとする。
- (4) 延長サービス可能時間帯 提供後 午後4時30分から午後7時30分

(指定地域密着型通所介護・指定第1号事業(現行相当)の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、下記のとおりとする。

1単位目15名

(指定地域密着型通所介護・第1号事業所の内容)

第8条 指定地域密着型通所介護「第1号通所事業(現行相当)」の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 食事サービス
- (3) 生活指導(相談・援助等) レクリエーション
- (4) 機能訓練
- (5) 健康チェック
- (6) 送迎
- (7) 延長サービス

(利用料等)

第9条 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)」による

ものとする。

- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、片道100円を徴収する。
- 3 食事の提供に要する費用については、600円を徴収する。
- 4 おむつ代については、実費を徴収する。
- 5 その他、指定地域密着型通所介護「指定第1号通所事業（現行相当）」において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 6 前5項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 7 指定地域密着型通所介護「第1号通所事業（現行相当）」の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 8 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
- 9 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護「第1号通所事業（現行相当）」に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定地域密着型通所介護「第1号通所事業（現行相当）」の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、寝屋川市とする。

（衛生管理等）

第11条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は指定地域密着型通所介護「第1号通所事業（現行相当）」の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を指定地域密着型通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

- 第13条 指定地域密着型通所「第1号通所事業（現行相当）」介護従業者は、指定地域密着型通所介護「第1号通所事業（現行相当）」の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する指定地域密着型通所介護「第1号通所事業（現行相当）」の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定地域密着型通所介護「第1号通所事業（現行相当）」の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第14条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年1回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

- 第15条 事業所は、指定地域密着型通所介護「第1号通所事業（現行相当）」の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に関し、介護保険法第23条の規定により（指定第1号通所事業に関し、介護保険法第115条の45の7の規定により）市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しく

は照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護「第1号通所事業（現行相当）」に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第16条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第17条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（地域との連携など）

第18条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めるものとする。

- 2 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、概ね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等

を聴く機会を設けるものとする。

- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。
- 4 事業所は、指定地域密着型通所介護の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合は、当該建物に居住する利用者以外の者に対してサービスを提供するよう努めるものとする。

(業務継続計画の算定等について)

- 第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を算定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(認知症介護基礎研修の受講の義務付け)

- 第20条 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護にかかわる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じること。

(ハラスメント対策について)

第21条 事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントとの防止に向け取り組みます。

- 1 ハラスメント対策に関する担当者を選定しています。

ハラスメント対策担当者	青樹会病院総務課 宮城 雄一・松山 奈津子
-------------	-----------------------

- 2 事業者内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容していません。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員が対象になります。

- 3 ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し再発会議により同事案が発生しない為の再発防止案を検討します。

- 4 職員に対しハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。
また定期的な話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握

に努めます。

- 5 ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係者への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

(その他運営に関する留意事項)

第22条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし
また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2) 継続研修 年3回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定地域密着型通所介護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人穀峰会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成２３年３月１日から施行する。

- ・平成２３年１１月 １日一部改訂の上施行する
- ・平成２４年 ４月 １日一部改訂の上施行する
- ・平成２４年１０月 １日一部改訂の上施行する
- ・平成２５年 ７月 １日一部改訂の上施行する
- ・平成２５年１２月２０日一部改訂の上施行する
- ・平成２６年 ５月１２日一部改訂の上施行する
- ・平成２６年 ６月 １日一部改訂の上施行する
- ・平成２６年 ７月 １日一部改訂の上施行する
- ・平成２６年１２月 １日一部改訂の上施行する
- ・平成２７年 ５月 １日一部改訂の上施行する
- ・平成２７年 ６月 １日一部改訂の上施行する
- ・平成２７年 ９月１０日一部改訂の上施行する
- ・平成２７年１１月 ２日一部改訂の上施行する
- ・平成２７年１２月 ３日一部改訂の上施行する
- ・平成２８年 １月２７日一部改訂の上施行する
- ・平成２８年 ４月 １日一部改訂の上施行する
- ・平成２８年１１月 １日一部改訂の上施行する
- ・平成２９年 ４月 １日一部改訂の上施行する
- ・平成２９年 ７月 ６日一部改訂の上施行する
- ・平成２９年１０月 １日一部改訂の上施行する
- ・平成３１年 ５月 １日一部改訂の上施行する
- ・令和 元年１０月１５日一部改訂の上施行する
- ・令和 ２年１２月２８日一部改訂の上施行する
- ・令和 ３年 ５月 １日一部改訂の上施行する
- ・令和 ４年 １月１７日一部改訂の上施行する
- ・令和 ４年 ４月１８日一部改訂の上施行する
- ・令和 ４年 ７月 １日一部改訂の上施行する
- ・令和 ４年 ９月２６日一部改訂の上施行する
- ・令和 ５年 ３月２７日一部改訂の上施行する
- ・令和 ５年 ７月１０日一部改訂の上施行する
- ・令和 ５年 ８月 １日一部改訂の上施行する
- ・令和 ６年 ４月 １日一部改訂の上施行する
- ・令和 ７年１１月 ３日一部改訂の上施行する